

# 南アフリカ共和国

## ビザハンドブック

2025 年 3 月

日本貿易振興機構 (JETRO) ヨハネスブルク事務所  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

## 免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所が南アの移民・ビザ取得の専門会社である Xpatweb (PTY) Ltd に作成を委託し、2025 年 3 月 31 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がある。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿にて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を得ることをお勧めする。ジェトロおよび Xpatweb は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失的損失、あるいはその他の原因に基づいて生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いかねます。これはたとえジェトロおよび Xpatweb が係る損害の可能性を知らされていても同様である。

## 本書に関するお問い合わせ先

（日本国内所在の企業様の問い合わせ先）

ジェトロ東京本部 海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : [scc@jetro.go.jp](mailto:scc@jetro.go.jp)

（国外所在の企業様の問い合わせ先）

ジェトロヨハネスブルク事務所

E-mail : [suy@jetro.go.jp](mailto:suy@jetro.go.jp)

※個別の件に関するアドバイス等は出来かねますのでご了承ください。

## 目次

1. 背景および概要 .....	4
2. 主なビザの種類と申請手数料 .....	6
3. 入国時の注意事項 .....	6
4. 一般労働ビザ（General Work Visa） .....	7
5. 一般労働ビザの必要書類 .....	8
6. 企業内転勤ビザ（Intra-Company Transfer Visa） .....	10
7. ICT ビザの必要書類 .....	10
8. クリティカルスキルビザ（Critical Skills Visa） .....	11
9. クリティカルスキルビザの必要書類 .....	12
10. SAQA の概要と一部免除条項 .....	13
11. 短期就労ビザ（VISITORS VISA WITH WORK AUTHORISATION） .....	15
12. 短期就労 .....	15
13. ビザの必要書類 .....	15
14. 同伴配偶者ビザ（ACCOMPANYING SPOUSE VISA） - .....	16
15. 同伴配偶者ビザの必要書類 .....	16
16. 同伴子供ビザ（ACCOMPANYING CHILD VISA） .....	17
17. 同伴子供ビザの必要書類 .....	18
18. スタディビザ（Study Visa） .....	19
19. スタディビザの必要書類 .....	19
20. その他ビザ .....	20
21. 不服申立て手続き .....	22
22. 信頼できる雇用主制度（The Trusted Employer Scheme、TES） .....	23
23. ビザ申請に関する課題 .....	23

## 背景および概要

### 背景

移民法 2002 年（法律第 13 号、2002 年）は、移民改正法 2011 年（法律第 13 号、2011 年）によって改正され、南アフリカ共和国（以下、南ア）の移民制度の基盤となっている。これらの規則の最新の改正は、2024 年 10 月 9 日に移民規則第 3 次改正として公布され、その後、2024 年 10 月 18 日にさらに改正された。

南アの移民管理において主要な権限を持つ機関は内務省（DHA）である。この省は、外国人の出入国管理を含む移民業務を担当している。南アは、特に技術、工学、金融分野で国の発展に貢献できる熟練した専門家を引き寄せるために移民制度の改革を行ってきた。

注目すべき改革の一つは、南アの経済に必要な特定のスキルを提供できる外国の熟練した専門家を引き付けるために導入されたポイント制システムだ。南アで働くことや投資を検討している日本国籍の専門家にとって、このシステムはビザ申請プロセスを簡素化し、国の要件を満たすために必要な条件が明確になった。

さらに、2024 年 10 月 9 日、南アはリモートワークビザを導入された。これは、南アに住みながら外国の企業でリモートワークを続けたいと考えている人々に適しており、専門家が国際的なキャリアを維持することが可能だ。

内務省が発行した移民管理における指針は、ビザカテゴリーに関する明確なガイドラインを示している。ビザの発行プロセスは南ア当局の裁量に基づいて行われるため、申請者は最新の規制要件を遵守していることを確認することが非常に重要だ。

ビザの種類、資格要件、申請手続きに関する詳細な情報については、在南ア大使館に相談するか、査証申請コンサルタントと連携して、必要な書類が適切に準備されていることを確認することを推奨する。

南アの移民規則に関する最新情報については、内務省や在京南ア大使館の公式ウェブサイトをご確認ください。

内務省: [Department of Home Affairs – Types of Temporary Residency Visas](#)

在京南ア大使館: [IMMIGRATION – VISA INFO – South African Embassy Tokyo, Japan](#)

※最新情報が公開されるまで、時間がかかる場合がある。

このハンドブックが、南アフリカでのビジネスを検討・実行している日本企業にとって、南アフリカの移民法および規則に関する最新かつ包括的な情報を取得するために役立てば幸いである。

## 一般概要

### 南ア国外での申請

日本国籍者の南ア労働ビザの申請は、在京南ア大使館（日本、在京）または申請者が長期居住権を有する国にある南ア大使館に提出する必要がある。

### 南ア国内での更新 / 条件変更の申請

申請者が既存のビザの更新または条件変更を申請する場合、更新または条件変更の申請は南アのVFSセンターで提出することが可能である（企業内転勤ビザは初回発行が4年未満の場合可能）。

南アでビザの更新または条件変更を申請する場合、申請者はまず [VFS Global](#) ポータルを通じてオンライン申請フォームを記入する必要がある。その後、必要書類を含む紙の申請書類一式をVFSセンターに提出し、生体認証（写真および指紋）を提供することで、正式な申請手続きが完了する。更新申請または条件変更を受け付けるVFSセンターの一覧は、[こちら](#)からご確認が可能。また、更新申請は現在のビザの有効期限の少なくとも60日前までに提出する必要があり、標準的な審査期間は約8週間である。

### 申請者

申請者は、在京南ア大使館やVFSセンターでビザ申請を提出する際に、必ず本人が出頭しなければならない。この規定は、主申請者に同行する家族全員のビザ申請にも適用される。

申請者は、在京南ア大使館または内務省が要求するすべての必要書類を提供することが重要だ。不完全な申請は受理されず、遅延やビザ発給拒否の原因となる可能性がある。また、海外の一部の大使館や高等弁務官事務所では、追加の書類を求めることがあるため、その点にも留意する必要がある。

### 大使館でのパスポート保持

日本で申請を行う申請者は、ビザ申請時に在京南ア大使館にオリジナルのパスポートを提出する必要がある。大使館は、ビザ申請プロセスが完了し、申請者は結果が受理できるまで、申請者のオリジナルパスポートを保持することが一般的であるため、ビザ申請期間中に海外渡航が予定される場合などは注意が必要。

### 申請プロセスおよびフォーム

日本国籍の申請者は、南アに入国するためのビザを申請する際、所定の申請書と必要な書類を在京の南ア大使館に提出しなければならない。

## 主なビザの種類と申請手数料

主なビザの種類	申請手数料 (南アランド)	申請手数料 (JPY)
一般労働ビザ General Work Visa	1,520 ZAR	¥12,000 – ¥12,500 (概算)
企業内転勤ビザ Intra-Company Transfer Visa	1,520 ZAR	¥12,000 – ¥12,500 (概算)
クリティカルスキルビザ Critical Skills Visa	1,520 ZAR	¥12,000 – ¥12,500 (概算)
スタディビザ Study Visa	625 ZAR	¥5,000 – ¥5,200 (概算)
短期労働ビザ Short-Term Work Visa	625 ZAR	¥5,000 – ¥5,200 (概算)

※料金は為替レートの変動により変動する可能性がある。

## 申請フォーム

フォーム番号	フォーム名	目的
<a href="#">DHA-1738</a>	一時滞在ビザの申請	労働ビザ（企業内転勤ビザ、クリティカルスキルビザ、一般労働ビザ）およびスタディビザに必要である。
<a href="#">DHA-84</a>	入国港ビザまたはトランジットビザの申請	同伴家族（配偶者または扶養家族）および短期労働ビザに必要である。
<a href="#">DHA-1740</a>	条件変更またはステータス変更の申請	南アに入国する前に既存ビザの条件を変更するために必要である。
<a href="#">DHA-1739</a>	既存ビザの更新申請	南アに入国する前に発行されたビザの有効期限を延長するために必要である。

## 入国時の注意事項

「有効期限」日は、南ア入国時に入国管理官が入国地でスタンプを押し記録した日付であり、通常はビザステッカーに記載された期間と一致する。しかし、南アの入国時の担当官によって解釈が異なる場合がある。誤解を避けるためには、入国時にパスポートに添付されたビザステッカーを提示し、担当官が正確に有効期限を記録するよう確認することが重要である。南アを出国する際に問題を避けるため、入国ステッカーのコピーを移民ビザ提供者と共有し、正しいスタンプが押されているか確認することをお勧めする。

## パスポートに関する注意事項

### パスポートの有効期間

申請者のパスポートの有効期限が申請するビザの期間より短い場合、ビザはパスポートの有効期限に合わせて発行される。ビザを申請する前に、パスポートが南ア予定滞在期間を少なくとも 30 日以上超えて有効であることを確認することが推奨される。

### 一般労働ビザ (General Work Visa)

一般労働ビザは、新たに導入されたポイント制システムに基づき、最低 100 ポイントを取得した申請者に南アで合法的に働くことを許可する。一般労働ビザは、南アの雇用主から正式な雇用契約を受けた申請者に発行され、雇用契約やパスポートの有効期限に応じて最大5年間有効である。このビザは、クリティカルスキルビザの要件を満たさない個人に適しており、南ア内で雇用契約が延長された場合に更新可能である。5年間の継続的な勤務後、申請者は永住権を申請することもできる。

### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館に一般労働ビザの申請を行うことができる。

### 不可欠な要件

申請者は、南アフリカ資格認定機関 (SAQA) によって発行された証明書を所持し、その資格を確認し、NQF レベルを決定する必要がある。SAQA については、P13 に概要を記載。

### ポイント制システム

2024 年 10 月 18 日以降、南アでは一般労働ビザの申請をポイント制システムに基づいて評価している。資格、職務経験、給与、言語能力などの要素が申請資格の決定に影響を与える。雇用主が内務省の信頼された雇用主制度 (TES、後述) に参加している場合、追加ポイントが付与される。申請者は、下記の基準を組み合わせて最低 100 ポイントを達成する必要がある。

### ポイント計算表

	評価基準	ポイント (%)		ポイント (%)
職業	クリティカルスキルリストに記載されている職業である	100	-	-
資格	NQF レベル 9 および 10	50	NQF レベル 7 および 8	30

雇用オファー (必須)	給与の総支給額が年間 976,194 ZAR 以上	50	年 650,976.00 ～ 976,194.00ZAR	20
職務経験	5～10 年	20	10 年以上	30
雇用ステータス	雇用主が信頼された雇用主制度 (TES) に参加	30	-	-
言語能力	少なくとも 1 つの公用語に堪能である	10	-	-

以下は、100 ポイントを達成するための 3 つの例を挙げる。ビザ申請のサポートを行う会社の中には、申請者が実際に条件を満たしているか事前のアセスメントを行ってくれる会社もある。

#### 例 1 合計 100 ポイント

- NQF レベル 9 / 10 50 ポイント
- 年間 R650,796 を超える収入 20 ポイント
- 10 年以上の職務経験 30 ポイント

#### 例 2 合計 100 ポイント

- NQF レベル 7 / 8 30 ポイント
- 年間 R976,194 以上の収入 50 ポイント
- 5～10 年の職務経験 20 ポイント

#### 例 3 合計 100 ポイント

- NQF レベル 7 / 8 30 ポイント
- 年間 R650,796 以上の収入 20 ポイント
- 5～10 年の職務経験 20 ポイント
- 信頼された雇用主制度 30 ポイント

#### 一般労働ビザの必要書類

項目	詳細
写真	カラーのパスポートサイズ写真 2 枚 (白背景、35mm×45mm)
DHA-1738 申請書	適切に記入された DHA-1738 申請書に、黒インクを使用し、手書きで記入

パスポート	有効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みコピー
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー 該当する場合のみ ( <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> )
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある（ <a href="#">フォームはこちら</a> ）
無犯罪証明書	過去 5 年間に連続して 12 か月以上居住したすべての国から、提出時に 6 か月以内に発行された無犯罪証明書（原本）
婚姻状況	婚姻状況を証明する書類の認証済みコピー（結婚証明書、離婚判決書など）該当する場合のみ提出
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書
雇用主の誓約書	南アの雇用主が、申請者およびその扶養家族の強制送還費用を負担する責任を受諾する旨の誓約書
雇用主の推薦書	申請者の南アの雇用主が作成した推薦書
署名者の身分証明書	南アの企業を代表して署名する署名者の認証済み身分証明書のコピー
CIPC 書類	申請者の南アの雇用主の登記書類（CIPC）の認証済みコピー
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
履歴書	申請者の教育歴、資格、職務経験に関する最新の履歴書
資格証明書および成績証明書	申請者の最終学歴の認証済みコピーおよび成績証明書
SAQA 証明書	南ア資格認定機関（SAQA）証明書（外国資格の評価）の認証済みコピー または、申請者が SAQA に証明書を申請した証明 この証明が提出された場合、ビザは 12 か月発行され、SAQA 証明書が発行され次第、南アで最大 5 年間更新可能 SAQA 申請は、パスポートコピー、資格証明書、成績証明書、署名済み申請書が必要
雇用契約書	申請者の南アの雇用主との間で署名された正式な雇用契約書 その書類には雇用条件が詳細に記載され、契約が固定期間であることを明確に記載する必要がある

銀行取引明細書	申請者の最新 3 ヶ月間の銀行取引明細書（原本） 十分な証明が必要、申請日の 3~5 日前に取得する必要がある
---------	--

### 企業内転勤ビザ (Intra-Company Transfer Visa)

企業内転勤ビザ（通称 ICT ビザ）は、多国籍企業の従業員が南アの支社・子会社・関連企業へ転勤することを許可するビザである。経営幹部、管理職、専門職などの重要な人材の異動を円滑にし、企業の事業展開を支援することを目的とする。このビザの有効期間は最長 4 年間であり、4 年を超える延長、再申請は原則認められていない。

過去には、在京南ア大使館において、追加の申請書が提出された場合に限り、2 回目の ICT ビザ申請が許可されるケースもあった。しかし、現在では 2 回目の申請は認められていない。4 年以上の滞在が必要な場合は、一般労働ビザまたはクリティカルスキルビザを申請する必要がある。ICT ビザの申請においては、スキル移転計画（Skills Transfer Plan）を作成し、南ア国籍者または永住権を持つ従業員を選定し、スキル移転を行うことが求められる。

#### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館に ICT ビザの申請を行う。

#### 不可欠な要件

申請者は、ICT ビザを申請する前に、少なくとも 6 ヶ月間、派遣元企業で勤務している必要がある。

#### ICT ビザの必要書類

項目	詳細
写真	カラーのパスポートサイズ写真 2 枚（白背景、35mm×45mm）
DHA-1738 申請書	適切に記入された DHA-1738 申請書に、黒インクを使用し、手書きで記入
パスポート	有効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みコピー
無犯罪証明書	過去 5 年間に連続して 12 か月以上居住したすべての国から、提出時に 6 か月以内に発行された無犯罪証明書（原本）
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある。（ <a href="#">フォームはこちら</a> ）
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー 該当する場合のみ（ <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> ）

銀行取引明細書	申請者の最新 3 ヶ月間の銀行取引明細書（原本）銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの 申請日の 3~5 日前に取得する必要がある
雇用主による確認書	南ア以外の日本の企業または外国企業からの手紙で、申請者がその企業の南ア国内の支社、子会社、または関連企業に転勤することが確認可能な文書
外国企業との雇用契約書	日本の企業または南ア国外の企業との間で締結された雇用契約書の署名済みコピーで、契約期間が 6 か月以上であることが確認できるもの
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書
雇用主の誓約書	日本の企業または南ア以外の企業の雇用主による書面での誓約書
南アの雇用主による誓約書	南アの企業からの転勤に関する詳細を確認する書面による誓約書
スキル移転計画書	南ア滞在中に南ア国籍者または永住権保持者に移転するスキルについて、詳細に記載された 4 年間のスキル移転計画書
スキル移転者の身分証明書	スキル移転を受ける南ア国籍者または永住権保持者の身分証明書の認証済みコピー、履歴書や資格証明書
署名者の身分証明書	南アの雇用主を代表して署名する署名者の認証済み身分証明書
CIPC 書類	申請者の南アの雇用主の登記書類（CIPC）の認証済みコピー

#### クリティカルスキルビザ (Critical Skills Visa)

クリティカルスキルビザは、南アで重要または不足していると認定されたスキルを持つ熟練専門家を対象としたビザである。このビザは、南アの経済発展と成長にとって重要な職業で働く資格を持つ個人に許可される。ビザの発給資格は、申請者の職業がクリティカルスキルリストに載っているかどうかに基づく。このリストには、工学、医学、金融、科学などの分野の職業が含まれている。

#### ※クリティカルスキルリスト（外部サイト）

クリティカルスキルビザは最大 5 年間発行され、更新が可能。また、永住権への直接的な道を提供しており（一般労働ビザとは異なり、5 年間待つ必要はない）、迅速に永住権を取得することが可能である。

## 申請手続き

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館にクリティカルスキルビザの申請を行う。

### ポイント制システムおよび不可欠な要件

2024年10月18日以降、南アではクリティカルスキルビザの申請をポイント制システムに基づいて評価している。申請者の職業がクリティカルスキルリストに記載されている場合、自動的に100ポイントが付与される。申請者は、南ア資格認定機関（SAQA）によって評価された関連するNQFレベルに基づく必要な資格を所持していることが求められる。さらに、申請者はSAQAが認める専門機関に登録されている必要がある。

### クリティカルスキルビザの必要書類

項目	詳細
写真	白背景のカラーのパスポートサイズ写真2枚（35mm×45mm）。
DHA-1738申請書	適切に記入されたDHA-1738申請書 黒インクを使用し、手書きで記入
パスポート	有効期限が6か月以上あり、提出時に最低3ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みコピー
婚姻状況	婚姻状況を証明する書類の認証済みコピー（結婚証明書、離婚判決書など）該当する場合のみ提出
無犯罪証明書	過去5年間に連続して12か月以上居住したすべての国から、提出時に6か月以内に発行された無犯罪証明書（原本）
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある（ <a href="#">フォームはこちら</a> ）
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー 該当する場合のみ（ <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> ）
銀行取引明細書	申請者の最新3ヶ月間の銀行取引明細書（原本）銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの 申請日の3～5日前に取得する必要がある
履歴書	申請者の教育歴、資格、職務経験の最新の履歴書
資格証明書および成績証明書	申請者の最終学歴の認証済みコピーおよび成績証明書

SAQA 証明書	資格認定機関 (SAQA) 証明書 (外国資格の評価) の認証済みコピーまたは、申請者が SAQA に証明書を申請した証明 この証明が提出された場合、ビザは 12 か月発行され、SAQA 証明書が発行され次第、南アで最大 5 年間更新可能 SAQA 申請は、パスポートコピー、資格証明書、成績証明書、署名済み申請書が必要
専門機関の会員資格	SAQA 認定の専門機関における会員登録証明書の認証済みコピー。
専門機関によるスキル確認書	必要なスキルと経験を有し、クリティカルスキルリストに該当することを確認するスキル証明書の認証済みコピー
重要技能カテゴリリスト	申請者が重要技能カテゴリに該当することを証明するため、申請が提出されている職業または重要技能を明示する書類
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書
推薦状 / 証明書	申請者の関連する重要技能カテゴリにおける経験とスキルを証明する推薦状 / 証明書、履歴書に一致していること
雇用契約書	申請者の南アの雇用主との間で締結された固定期間の雇用契約書の署名済みコピー。契約書には雇用条件が詳細に明記 契約書には、クリティカルスキルリストに該当する職位が明記され、5 年間の固定期間で有効であることを明記
雇用主の誓約書	申請者の南アの雇用主による書面での誓約書 申請者の強制送還に関する費用を負担する責任を受け入れる内容を明記
企業レター	企業からの公式書類で、事業の内容、年間売上高、従業員数が明記されたレター、取締役および企業総支配人の職業にのみ適用
雇用主の推薦書	申請者の南アの雇用主による書面での推薦書
署名者の身分証明書	南アの企業を代表して署名する署名者の認証済み身分証明書 南ア市民でない場合は、南アでのビザの状態を証明する認証済みコピーを含める
CIPC 書類	申請者の南アの雇用主の登記書類 (CIPC) の認証済みコピー

### SAQA の概要と一部免除条項

南ア資格認定機関 (SAQA) は、外国の資格を評価し、その有効性および南アの国家資格枠組み (NQF) における同等性を判定する。一般労働ビザ (General Work Visa) およびクリティカルスキルビザ (Critical Skills Work Visa) では、SAQA の認証が必要であり、外国資格が正当かつ南ア基準と比較可能であることを確認する。この評価プロセスでは NQF レベルが決定され、雇用主

や移民当局が申請者の適格性を判断する際に役立つ。クリティカルスキルリストに掲載された各職種には最低限の NQF レベルが定められており、一般労働ビザのポイント制においても、異なる NQF レベルごとに異なるポイントが付与される。また、専門機関への会員登録や技能確認書の発行には、SAQA で評価された資格が必要である。

SAQA 認証を取得するには、申請者は学位証明書、成績証明書、身分証明書を提出する必要がある。審査には約 3~4 か月かかり、資格の NQF レベルが記載された認証証明書が発行される。

申請者は、こちらの [SAQA 公式ウェブサイト](#) から直接申請を行うことができる。申請者は、資格証明書のコピー、対応する成績証明書、パスポートコピー、署名済みの申請書、支払い証明書を提出する必要がある。

## SAQA 評価および専門機関登録に関する書類提出の一部免除

記述の通り、SAQA 評価証明書の取得に時間要するため（通常 3~4 カ月）、かかるため、内務省は一般労働ビザ ([General Work Visa](#)) およびクリティカルスキルビザ ([Critical Skills Work Visa](#)) の申請時、SAQA 証明書の提出免除を認めている。

一般労働ビザの場合、SAQA への申請証明を提出すれば 12 か月のビザが発行され、その後 1 年以内に SAQA 評価を取得すれば、残りの 4 年間のビザを申請することが可能である。同様に、クリティカルスキルビザの場合も、SAQA および専門機関への登録申請証明を提出すれば 12 か月のビザが発行される。ビザ発給後 1 年以内に SAQA 評価証明書と専門機関登録証を取得すれば、残りの 4 年間のビザを申請できる。SAQA 評価証明書および専門機関登録証は、ビザの更新申請時に再度提出が必要だ。更新申請は南ア国内の VFS センターを通じて行う。

## 専門職団体への登録手続き

専門機関は、業界の基準を維持し、実務、倫理、資格の水準を高める役割を担っている。これらの機関は、認定や資格認証を提供し、会員が常に高い専門性を維持できるよう継続的なスキル向上を支援する。

専門機関には法定機関と非法定機関がある。南アでエンジニアや医師などの専門職に従事するには、法定機関への登録が必須である。一方、非法定機関への登録は法的義務ではないが、ビザ申請の際に内務省が申請者の資格適格性を確認するために求められる場合がある。

クリティカルスキルビザ (Critical Skills Work Visa) を申請するには、該当する専門機関への登録が必要である。この登録により、資格や実務経験が確認され、クリティカルスキルリスト (Critical Skills List) との整合性が取れ、業界基準を満たしていることが証明される。

南アの主な専門機関には以下が含まれる：Institute of Bankers (IOBSA) - 銀行業界、Health Professions Council of South Africa (HPCSA) - 医療従事者、South African Institute of Chartered Accountants (SAICA) - 公認会計士、Institute of Directors South Africa (IoDSA

) - 企業役員・経営者、Institute of Information Technology Professionals South Africa (IITPSA) - IT 専門職。SAQA が認定するすべての専門機関の一覧はこちらで確認できる。

### 短期就労ビザ (VISITORS VISA WITH WORK AUTHORISATION)

移民法 2002 年 11(2) 条に基づく短期就労ビザは、外国籍の申請者が南アで最大 90 日間の短期労働活動を行うことを許可する。このビザは、短期的な業務やプロジェクトがあるが、長期的な雇用契約を必要としない申請者に発行される。ビザは業務の内容に基づいて発行され、必要に応じて南アでさらに 90 日間延長することが可能である。このビザは、専門的な業務、緊急の業務、または南アの企業に対して短期間で行うコンサルタントサービスを提供する個人に利用される。

申請者は、移民法 2002 年 11(2) 条に基づく短期就労ビザおよびその更新を、毎年 1 回しか申請できることに留意が必要。

#### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、移民法 2002 年 11(2) 条に基づく短期就労ビザの申請を在京南ア大使館に提出する。

#### 短期就労ビザの必要書類

要件	説明文
写真	白背景のカラーのパスポートサイズ写真 2 枚 (35mm×45mm)。
パスポート	有効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みコピー
履歴書	申請者の教育歴、資格、職務経験の最新情報
資格	最も高い学位証明書の認証済みコピー
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー <b>該当する場合のみ (対象国の一覧は[こちら])</b>
銀行取引明細書	申請者の最新 3 ヶ月間の銀行取引明細書 (原本) 銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの、申請日の 3~5 日前に取得する必要がある

航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書
外国企業からの手紙	日本の企業または南ア以外の企業からの公式書簡で、プロジェクトまたは業務の内容が確認されたもの
南アの受け入れ先からの公式書簡	南アの法人からのプロジェクト/任務確認の誓約書
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
給与確認書	プロジェクトまたは任務の期間中に支払われる報酬を確認する手紙
会社登録書類	それぞれの南アの雇用主と日本の雇用主または南ア以外の企業の会社登録書類
署名者の身分証明書	南アの企業を代表して署名する署名者の認証済み身分証明書

#### 同伴配偶者ビザ (ACCOMPANYING SPOUSE VISA) -

移民法 2002 年 11(1) (B) (IV) 条に基づき、同伴配偶者ビザは、南アの長期ビザを保持している申請者の配偶者が、南アに居住することを許可するビザである。ただし、このビザでは就労、就学、または事業活動の権利は認められない。ビザの有効期間は通常 3 年間であるが、主申請者のビザ期間に合わせて発給される場合もあり、その判断は審査官の裁量に委ねられる。同伴配偶者ビザの申請は、主申請者の就労ビザが承認された後に提出可能である。また、ビザが主申請者のビザと同じ期間で発給されなかった場合、南ア国内で更新申請を行うことが出来る場合もある。更新申請は、現在のビザの有効期限の少なくとも 60 日前までに提出する必要があり、審査期間は通常 8 週間である。

#### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館に同伴配偶者ビザの申請を行う。

#### 同伴配偶者ビザの必要書類

要件	説明文
パスポート	有効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート

パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証されたカラーコピー 新しいパスポートのデータページのコピー2枚と古いパスポートのデータページのコピー1枚
説明文	白背景のカラーのパスポートサイズ写真2枚 (35mm×45mm)
銀行取引明細書	申請者の最新3ヶ月間の銀行取引明細書（原本）銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの、申請日の3~5日前に取得する必要がある
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある ( <a href="#">フォームはこちら</a> )
婚姻状況を示す書類	婚姻証明書、離婚判決書など婚姻状況を証明する書類の認証済みコピー（該当する場合のみ）
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー 該当する場合のみ ( <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> )
支援書	訪問の目的を詳細に記載した手紙 この手紙には、申請者の配偶者の支援内容や、南ア滞在中の住所も記載する必要がある
DHA-1738 フォーム	適切に記入された DHA-1738 申請書 黒インクを使用し、手書きで記入
無犯罪証明書	過去5年間に連続して12か月以上居住したすべての国から、提出時に6か月以内に発行された無犯罪証明書（原本）
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書

#### 同伴子供ビザ (ACCOMPANYING CHILD VISA)

移民法 2002 年 11(1) (B) (IV) 条に基づき同伴子供ビザは、南アの有効な長期ビザを持つ申請者の未成年または成年の子供が、南アで共に生活することを許可するビザである。このビザは、南アでの就労、学業、または事業活動を行う権利を与えない。ビザの有効期間は3年で、南ア国内で更新することができる。また、南アでスタディビザへの条件変更も許可されている。同伴子供ビザ

の申請は、主申請者の就労ビザが承認された後に提出可能である。また、南ア国内でのスタディビザへの条件変更や更新申請も認められている。審査期間は通常 8 週間である。

### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館に同伴子供ビザの申請を行う。

#### 同伴子供ビザの必要書類

要件	説明文
写真	白背景のカラーのパスポートサイズ写真 2 枚 (35mm×45mm)。
パスポート	有効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みカラーコピー 新しいパスポートのデータページ 2 枚と、古いパスポートのデータページ 1 枚
出生証明書	認証済みの完全な出生証明書。
銀行取引明細書	申請者の最新 3 ヶ月間の銀行取引明細書（原本）銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの、申請日の 3~5 日前に取得する必要がある
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある（ <a href="#">フォームはこちら</a> ）
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピーを提出すること。 該当する場合のみ（ <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> ）
支援書	訪問の目的を詳細に記載した手紙。 手紙には、申請者の親からの支援が明記され、南ア滞在中の住所も記載されていることが求められます。
DHA-1738 フォーム	適切に記入された DHA-1738 申請書 黒インクを使用し、手書きで記入
無犯罪証明書（18 歳以上の場合）	過去 5 年間に連続して 12 か月以上居住したすべての国から、提出時に 6 か月以内に発行された無犯罪証明書（原本）

南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書

### スタディビザ (Study Visa)

スタディビザは、外国籍者が認定された教育機関にてフルタイムで学ぶ目的で、南アに居住することを許可する。このビザは通常、学業プログラムの期間、申請者のパスポートの有効期限、または主ビザ保持者のビザに従って発行される。スタディビザは南ア国内で更新することができる。ビザの条件には、教育機関と学習課程が指定され、変更が必要な場合、申請者は条件変更申請を提出し、新しい教育機関の詳細をビザに記載する必要がある。

### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住している外国籍者は、在京南ア大使館にスタディビザの申請を行う。

### スタディビザの必要書類

要件	説明文
写真	白背景のカラー、パスポートサイズ写真 2 枚 (35mm×45mm)。
パスポート	効期限が 6 か月以上あり、提出時に最低 3 ページの空白ページがあるパスポート
パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページの認証済みコピー
医療証明書	内務省指定の医療証明書（原本）を、基本的な健康診断後に医師が記入申請を行う国で記入・発行される必要がある（ <a href="#">フォームはこちら</a> ）
黄熱病予防接種証明書	黄熱病流行国を経由した、または経由予定の場合は、黄熱病予防接種証明書の認証済みコピー（ <a href="#">対象国の一覧は[こちら]</a> ）
出生証明書	認証済みの出生証明書
支援書	訪問の目的を詳細に記載した書類。この書類には、申請者の親によるサポートの記載と、申請者が南ア滞在中に居住する住所も記載する必要がある
南アでの住所証明	南アでの住所確認、公共料金の請求書、賃貸契約書、または確認可能なホテルの予約書
航空券	南アへの渡航予定日を確認できる航空券の予約証明書
学校または高等教育機関による保証書	学校の登録証明書で、仮受け入れまたは正式な受け入れを確認し、コースの期間が記載されていること、学校からの誓約も含まれている必要がある

学校 / 高等教育機関の登録確認書	学習機関の登録証明書、登録番号の形式
親または保護者のパスポート	認証済みの親のパスポート顔写真ページのコピー。
同意証明書	両親からの滞在の同意を確認する手紙
医療保険	南アの医療保険または国際的な医療保険の証明書で、南アを特定し、学習期間中に毎年更新されること、医療スキーム法に基づき登録された医療スキームであることが明記されている必要があります。
医療保険の誓約書	申請者が学習期間中に医療保険が提供されることを親が保証する誓約書
銀行取引明細書	申請者の最新 3 ヶ月間の銀行取引明細書（原本）銀行のスタンプ付き、十分な財政証明ができるもの 申請日の 3~5 日前に取得する必要がある

### その他ビザ

#### ■ 退職者向けビザ (RETIRED PERSON VISA)

退職者ビザは、温暖な気候、多文化社会、手頃な生活費、そして豊富な観光資源を楽しみながら、充実したセカンドライフを送る機会を提供する。このビザは 4 年間有効で更新可能であり、所持者は南アへの出入国を自由に行うことができる。取得にあたり、最低滞在日数や年齢制限は設けられておらず、永住権取得への道も開かれている。さらに、必要に応じて臨時の就労許可も付与される。申請資格を満たすには、年金、退職金、年金基金、資産の運用収益、賃貸収入、配当、利益分配などから、月額 R37,000 の安定した収入を証明する必要がある。

#### 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住する外国籍者は、在京南ア大使館にて申請を行う。

#### ■ リモートワークビザ (REMOTE WORK VISA)

リモートワークビザは、年間総収入が 650,796ZAR を超える外国籍の方を対象としており、南アに滞在しながらリモートでの就労や事業運営を行うことが可能になる。リモートワークビザは、デジタルノマド、専門職、事業主、起業家に、南アに居住しながら国外の企業に雇用される、または海外拠点のビジネスを運営する機会を提供する。通常の 90 日間の観光ビザよりも長期の滞在が可能となり、外国の雇用主のもとでリモートワークを合法的に行うことができる。このビザは最大 36 か月間発給され、南ア国内での更新も認められる。ただし、リモートワークビザの保持者

は、南ア国内での雇用契約を締結することは許可されておらず、例外的な状況を除き、国内でビザの種類を変更することもできない。これにより、国際的なクライアントと取引を行う独立系コンサルタント、フリーランサー、契約社員は、南アに居住しながら合法的に業務を行うことができ、自身のビザステータスと矛盾する心配なく安心して働くことが可能となる。また、主申請者が南アでの任務に従事している間、配偶者がリモートワークを継続できる柔軟な選択肢としても最適である。

## 申請プロセス

日本国籍者または日本に長期居住する外国籍者は、在京南ア大使館にて申請を行う

### 不可欠な要件

リモートワークビザの申請に際して必要となる不可欠な要件は、以下の通りである。

- 年間 650,796ZAR 以上の安定した収入を証明できる書類の提出（給与振込記録、または正式な報酬確認書を認定代表者から取得すること）。
- 申請者および国外の雇用主双方が署名した、正式かつ有効な雇用契約書の提出。
- ビザが 6 か月以上発給された場合、南ア歳入庁（SARS）に登録することを申請者が誓約する。

### ■永住許可証 (PERMANENT RESIDENCY)

永住許可は、外国籍者が無期限に居住する権利を得るための制度。日本国籍者を含む適格要件を満たした外国籍者は、就労、事業経営、重要技能、退職、家族関係など、さまざまなカテゴリーで申請することが可能である。永住許可を取得することで、ビザの更新や追加申請を必要とせず、就労、学業、事業運営を自由に行うことができる包括的な居住権が付与される。

### 南ア非市民向け ID の取得による利点

永住許可 (Permanent Resident Permit) および永住権証明書 (Proof of Permanent Residence) が発行されると、申請者は南ア内務省の認定オフィスにて「非市民向け南ア ID (Non-South African Citizen ID)」の申請が可能。

この ID を取得することで、政府機関や民間サービスとの手続きがスムーズになり、以下のような利便性が向上する：銀行口座の開設が容易になり、各種公的サービスへの登録が簡素化され、パスポートと併用することでスムーズな移動が可能となり、永住権証明書を携帯する必要がなくなる。非市民 ID は、南アでの生活やビジネスをより快適にするための重要な身分証明書である。

申請者には、南ア市民向けのスマート ID カードは交付されないが、代わりに「南ア身分証明書（グリーンブック）」が発行される。南アで非市民 ID の申請を提出できる事務所の詳細は以下の通り。

内務省オフィス	住所	電話番号
Lenasia	1 Rose Ave, Lenasia, 1821	<a href="tel:0112116179">011 211 6179</a>
Eldorado Park	Link Cres, Eldorado Park, Soweto, 1811	<a href="tel:0113422543">011 342 2543</a>

### 不服申立て手続き

ビザまたは許可の申請が拒否された場合、内務省はその理由を明記した拒否通知を発行する。拒否理由には、書類の不足や規制要件の不遵守が含まれることがある。申請者が審査官の判断に異議を唱える場合、2002年移民法第8条(4)に基づき内務省、総局長に、または第8条(6)に基づき内務大臣に対して異議申し立てを行うことができる。判断の誤りや補足書類の不適切な評価があった場合、異議申し立ての成功率は高まり、決定が覆る可能性がある。異議申し立ては拒否通知の受領後10営業日以内に提出しなければならない。南ア国外から申し立てを行う場合、大使館または高等弁務官事務所が内務省本省へ送付するが、これらの機関には審査権限はない。内務省には拒否の維持または撤回を決定する権限があるが、最終的な異議申し立てが認められなかつた場合でも、裁判所を通じた法的措置が可能である。

異議申し立ての手続きを取らずに、新規申請を行うという選択肢もある。ただし、これは申請者の状況によって適切かどうかが異なるため、慎重な判断が求められる。手続きを進める前に、査証申請コンサルタントと相談し、適切な対応策を検討することを推奨する。

### 入国・出国時に「好ましくない人物」と宣告されること

南アのビザの有効期限を超過した外国籍者は、「好ましくない人物（Undesirable Person）」と宣告される可能性があり、30日未満の超過で12か月の入国禁止、長期間の超過に対しては最長5年間の入国禁止となる場合がある。内務省は通常、個別の事情を考慮せずにこの制裁を適用するため、家族・仕事・ビジネスへの影響が大きくなることがある。しかし、影響を受けた方は、宣告を受けてから10日以内に超過滞在異議申し立て課（Overstay Appeals Department）に正式な異議申し立てを行い、「好ましくない人物」宣告の撤回を求めることが可能である。

また、ビザの有効期限が切れたものの、逮捕されていない、または国外退去命令を受けていない場合は、法的な滞在資格の取得を申請することで、南ア国内に留まることが許可される場合がある。

### 信頼できる雇用主制度 (The Trusted Employer Scheme、TES)

TES 制度は、一定の投資要件、業種基準、および雇用条件を満たす企業に対し、ビザ申請手続きを簡素化し、迅速化することを目的とした制度である。

認定雇用主としてのメリットは以下の通りである：

- 必要書類の提出負担が軽減され、申請手続きが簡素化される
- ビザ審査期間が短縮され、迅速な処理が可能となる
- ポイント制において、一般労働ビザの申請時に 30 ポイントが自動付与される
- 本社を通じた申請だけでなく、大使館を通じた申請にも制度の優遇が適用される
- 同伴家族のビザ申請に対しても同様の優遇措置が適用され、帯同がスムーズに行える

この制度は、業務プロセスの合理化を図り、「選ばれる雇用主」としてのブランド価値を向上させたい企業にとって、有効な制度。行政手続きの負担が大幅に軽減されることで、制度適用企業は採用スピードを向上させ、優秀な国際人材を迅速かつ効率的に確保することが可能になる。この制度への登録枠には限りがあり、南ア内務省が受付期間を公表する。

内務省ウェブサイト <https://www.dha.gov.za/index.php/10-immigration-services/1713-trusted-employer-scheme>

### ビザ申請に関する課題

申請手続きの課題の一つとして、事前に公表されていない追加書類の提出を求められることによる遅延が挙げられる。これらの要求は、通常、申請書類提出時に通知されることが多く、申請者にとって大きな負担となる。その結果、追加の費用が発生し、ビザ審査プロセス全体の遅延につながる可能性がある。最も深刻な問題はビザ申請の処理期間の長期化である。内務省は、信頼できる雇用主制度 (Trusted Employer Scheme) や自動化などの対策を講じているが、申請者は依然として不合理な遅延に直面することが多い。その間、申請者のパスポートは回収されたままとなり、海外渡航や移動が制限される。特に一部の大企業では処理期間が 10 週間以上に及ぶケースもあり、企業が重要な人材を迅速に配置する上で深刻な影響を及ぼしている。

加えて、審査期間中に申請者が何のフィードバックも受け取れないという問題が、ビザ申請プロセス全体において根深い課題となっている。この情報の欠如により、申請結果への不安が増し、担当官による審査の合理性や、適切な精査が為されないまま却下される懸念が高まっている。特に、申請が恣意的または非合理的な理由で却下されるケースも散見され、これにより申請者や雇用主にとって不満が深刻化している。

以上